

# 異動届出書

## 中途退職者の残税額の“一括徴収”にご協力ください

- ①1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人の申出がない場合であっても、未徴収税額を“一括徴収”することが義務づけられています。
- ②6月1日から12月31日までの間に退職した方については、本人の申出により、未徴収税額を“一括徴収”できます。

## 退職・転職等の発生した場合は“翌月10日まで”に異動届出書をご提出ください

異動届出書の提出が遅れますと督促や滞納処分などのご迷惑をおかけする事になりますので、提出期限を厳守してください。

### 記載要領

#### 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

#### 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和5年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1) 又は (2) に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

記入例：1 特別徴収継続の場合・2 一括徴収の場合・3 普通徴収切替の場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

相良村長 様 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出		所在地 〒 868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500番地1	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	宛名番号 空白で結構です	所属 総務部 人事課	氏名 球磨 花子	電話 0966-35-0211 内線 (1111)
フリガナ サガラ タロウ	フリガナ カブシキガイシャ	氏名又は名称 株式会社	個人番号 又は法人番号 X Y Y Y Y Z Z Z Z X X X X	担連 当絡 者先	異動後の未徴収税額の 徴収方法		
フリガナ 相良 太郎	フリガナ サガラ タロウ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 R 4 年 10 月 31 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	
生年月日 S XX 年 YY 月 ZZ 日	個人番号 A A A A B B B C C C C	受給者番号 税額通知書に記載の番号	1月1日 現在の住所 熊本県球磨郡相良村大字深水111番地	異動後の 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地	6 月から 11 月から 10 月まで 5 月まで	1~7	1~3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 (不明の場合は記入不要です)	法人番号 D E E E E F F F F G G G G	新しい勤務先へは、月割額 <u>10,000</u> 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒 111-5555 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇	担当者連絡先 所属 人事部 給与担当 氏名 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 内線 (〇〇〇)	受給者番号 (不明の場合は記入不要です)
フリガナ ユウゲンガイシャ 〇〇〇〇〇〇		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
氏名又は名称 有限会社 〇〇〇〇		

2. 一括徴収の場合

理由 1 右から 番号を 記入 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10 月 31 日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 70,000 円	左記の一括徴収した税額は、 11 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
--	---------------------	-----------------------------------	---

3. 普通徴収の場合

理由 1 右から 番号を 記入 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--	---------

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収



										年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
相良村長 様 令和 年 月 日提出		〔 義務者 特別徴収 給与支払者 〕	所在地	〒						特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ							宛 名 番 号					
			氏名又は名称							担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名				
			個人番号 又は法人番号	一個人番号の記載に当たっては、左端 を空欄とし右詰めで記載						電 話					
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の 徴収方法		
	氏 名														
	生年月日	年 月 日													
	個人番号														
	受給者番号								月 月 月	年 年 年		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日 現在の住所								月 月 月	年 年 年					
異動後の 住 所							円	円	円	日					

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〔新規〕 法 人 番 号						担 当 者 連 絡 先	所 属				
	所 在 地	〒							氏 名				
	フリガナ								電 話				
	氏名又は名称								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日	円					


3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため											
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため											
		3. 死亡による退職であるため											



# 村民税 特別徴収義務者の所在地・名称変更届書

異動があった場合は翌月10日までに提出してください。

課長		係長		係	
----	--	----	--	---	--

<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> <p>熊本県相良村長 殿</p> <p>令和 年 月 日提出</p>	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名											指定番号				
		また											連絡者	所属			
		名												氏名			
		所在地												電話			
		個人番号 又は法人番号															

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地	(〒 )	(〒 )
フリガナ		
名称		
電話	( ) -	( ) -
備考		

村処理欄	入力

# 村・県民税普通徴収から特別徴収への切替届書

課長		係長		係	
----	--	----	--	---	--

<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> <p>熊本県相良村長 殿</p> <p>令和 年 月 日提出</p>	(給与支払者) 特別徴収義務者	名称		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		所在地		連 絡 者	所属	
		代表者	①		氏名	
		法人番号			電話	

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名			生年月日	特別徴収開始月等
1	住所 相良村大字 ..... 氏名 (フリガナ)		年 月 日	普通徴収 <u>      </u> 期以降を、 <u>      </u> 月分( <u>      </u> 月 <u>      </u> 日納期限)から特別徴収します。
2	住所 相良村大字 ..... 氏名 (フリガナ)		年 月 日	普通徴収 <u>      </u> 期以降を、 <u>      </u> 月分( <u>      </u> 月 <u>      </u> 日納期限)から特別徴収します。
3	住所 相良村大字 ..... 氏名 (フリガナ)		年 月 日	普通徴収 <u>      </u> 期以降を、 <u>      </u> 月分( <u>      </u> 月 <u>      </u> 日納期限)から特別徴収します。
4	住所 相良村大字 ..... 氏名 (フリガナ)		年 月 日	普通徴収 <u>      </u> 期以降を、 <u>      </u> 月分( <u>      </u> 月 <u>      </u> 日納期限)から特別徴収します。
5	住所 相良村大字 ..... 氏名 (フリガナ)		年 月 日	普通徴収 <u>      </u> 期以降を、 <u>      </u> 月分( <u>      </u> 月 <u>      </u> 日納期限)から特別徴収します。

※既に納期限を過ぎている普通徴収税額については、特別徴収への変更はできません。

村 処 理 欄	入力	通知